様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処分名	業務主任者となる資格を有する者の認定		
根拠法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第５３号）	（条項）第37条第1項第4号	
基準法令名			
所管部署	都市計画部　都市計画課		
標準処理期間	１４日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　☑一部・項目のみ記載

屋外広告業に係る営業所の責任者として５年以上の経験を有する者で、過去５年間に屋外広告物に関する法令に違反していない者に該当することを基準とする。

参　考

［根拠法令］
大津市屋外広告物条例
（業務主任者）
第３７条　屋外広告業者は、市内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
(1)　法第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
(2)　法第 10 条第 2 項第 3 号ロ又は法第 27 条の規定により都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市が行う講習会の修了者
(3)　職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
(4)　市長が、規則で定めるところにより、第１号又は第２号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。